

欧州統一特許制度における特許維持年金の額に対し  
EPO が修正案を提示する

2015年06月08日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

## 1. はじめに

1975年にルクセンブルク条約において、EU全域で適用される統一特許制度が提案されました。その後、2000年に、欧州委員会が、EU全域で適用される統一特許制度と共同体特許制度のドラフトを作成し、これを提示しました。ところが、欧州統一特許制度のドラフトには、特許維持年金(renewal fees)の具体的な額についての提案はありませんでした。

このような状況下において、EPO長官(Benoît Battistelli氏)は、2015年3月に特許維持年金(renewal fees)の額に関し、下記の二つの提案を示し、意見を求めていました。

- (i) **TOP4** という提案(現行のEP特許が最も高い頻度で指定国とする国(指定国数: DE、FR、GB、及びNLの4ヶ国)をモデルにした提案)
- (ii) **TOP5** という提案(現行のEP特許が最も高い頻度で指定国とする国(指定国数: DE、FR、GB、NL、及びSEの5ヶ国)をモデルにした提案)

しかしながら、上記提案は、利害関係者にとって満足のいくものではなく、それゆえ当該提案に対する批判的な意見も多く、その成り行きが注目されていました。このたび、2015年5月7日に、EPOは、上記二つの提案に対する修正案を提示しました。今回の修正案について、以下に説明します。

**【全8頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】** 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.